

# 大崎市立古川第一小学校同窓会会則

- 第 1 条 1 この会は、大崎市立古川第一小学校同窓会といい、事務局を古川第一小学校内におく。
- 2 必要があるときは、支部をおくことができる。
- 第 2 条 この会の会員は、次のとおりとする。
- 1 通常会員：古川小学校、古川国民学校、古川第一小学校、米倉小学校、志田国民学校米倉文教場、荒雄小学校、荒雄国民学校の卒業生 及びその保護者で会則の目的（第 3 条）に賛同する者
- 2 特別会員：現職員及び旧職員
- 第 3 条 この会は、会員相互の親睦を図り、教養を高め、母校の事業を賛助する事を目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 母校の補助事業
- 2 その他、目的達成に資する事業
- 第 5 条 この会の役員は、次のとおりとする。
- 1 (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 参与 2 名 (4) 監事 2 名  
(5) オブザーバー 業務の遂行にあたり必要と認めた場合は会員、または会員以外からも選出、任命し会長がこれを委嘱する
- 2 会長、副会長、参与が議決権を持つ。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、5 条 1 の順で権限を委譲しその職務を代行する。（副会長が 2 人以上の場合は、会長が予め定めた順序で、その職務を代行する。）
- 第 6 条 役員は、次の職務を行う。
- 1 会長は、会務を総括し、この会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 参与は、この会の運営に参加する。
- 第 7 条 役員は、次の方法により選出または委嘱する。
- 1 会長、副会長及び監事は総会で選出する。
- 2 参与は現校長、現 PTA 会長が当たる。
- 3 監事内 1 名は、現 PTA から選出する。

第 8 条 この会に事務局をおき、会長が委嘱する。事務局は、この会の事務及び会計を処理する。

第 9 条 役員の任期は、総会から総会までとする。ただし、再任を妨げない。

第 10 条 この会の会合は、次の通りとする。

1 総会

総会は、会長が招集し、総会では次のことを行う

(1) 会則の改正 (2) 役員の選出 (3) 事業の計画 (4) その他、必要な事

2 総会の招集

ホームページで告知し、参会した人数で開催する

3 役員会

役員会は、役員によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。役員会は会長が招集し、次のことを行う

(1) この会の運営に関する事 (2) 議案の作成  
(3) 総会で委任されたこと (4) その他、必要な事

第 11 条 議事は、出席者の過半数の同意で決める

第 12 条 1 この会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は総会で決める

第 13 条 通常会員は入会の時、古川第一小学校ぎんなん基金に金 300 円を納入する。

第 14 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より、翌 3 月 31 日までとする。

第 15 条 この会の会務及び会計報告は、総会で行う。

第 16 条 この会則施行について必要な細則は、役員会で決める。

付 則

1 この会則は、昭和 48 年 8 月 13 日より施行する。

2 平成 5 年 11 月 20 日、一部改正する。

3 令和 6 年 1 月 25 日、一部改正する。